

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 訴訟外のもの

## (1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故20件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成31年2月1日 札幌市清田区在住者	平成30年12月6日、札幌市清田区清田3条3丁目において、市立中学校の職員が、体育の授業中に誤って相手方の子の眼鏡を損傷したもの	13,200円
2	平成31年3月8日 札幌市厚別区在住者	平成30年9月26日、札幌市厚別区厚別西5条2丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上の雨水 <sup>ます</sup> 枿を通過した際に、当該雨水枿の蓋が外れたことにより損傷したもの（議案第28号と同一の事故）	225,150円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和元年8月5日 岡山県新見市 山佐産業株式会社	令和元年7月22日、札幌市北區篠路町篠路において、相手方所有のフェンスが、市立中学校の樹木の倒壊により損傷したもの	133,056円
4	令和元年8月7日 札幌市中央区 セントレイジ中央 図書館前管理組合	令和元年7月9日、札幌市中央区南22条西11丁目において、本市の消防隊員が、消防活動中に誤って相手方が管理するマンションの設備を損傷したもの	401,220円
5	令和元年8月9日 札幌市豊平区在住者	令和元年6月18日、札幌市中央区北3条西21丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの	22,558円
6	令和元年8月9日 札幌市西区 生活協同組合コー プさっぽろ	令和元年7月3日、札幌市南区真駒内泉町1丁目において、本市の環境業務用のレンタカーと相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの（番号9と同一の事故）	287,842円
7	令和元年8月9日 石狩市在住者	令和元年7月17日、札幌市東区伏古12条5丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、浮き上がった歩道の縁石により損傷したもの	53,217円
8	令和元年8月20日 札幌市西区在住者	市立小学校の職員が相手方の子の中学校入学願書の提出を速やかに行わなかったことにより、当該子が、当該中学校を受検することができなかったもの	379,080円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	令和元年8月25日 札幌市清田区在住者	令和元年7月3日、札幌市南区真駒内泉町1丁目において、本市の環境業務用のレンタカーと自動車とが接触し、当該自動車に同乗していた相手方が負傷したものと（番号6と同一の事故）	29,734円
10	令和元年8月26日 札幌市手稲区在住者	令和元年8月4日、札幌市手稲区前田10条10丁目において、自宅の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものと	73,377円
11	令和元年9月10日 札幌市豊平区在住者	令和元年7月9日、札幌市豊平区西岡5条13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた段差により損傷したものと	403,261円
12	令和元年9月12日 札幌市中央区 株式会社秋元自動車工業	令和元年9月3日、札幌市豊平区美園5条2丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものと	145,066円
13	令和元年9月17日 札幌市白石区 丸菱運輸株式会社	平成30年11月30日、札幌市西区八軒4条西6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝に接触し、損傷したものと（番号14と同一の事故）	200,000円
14	令和元年9月17日 東京都千代田区 三井住友海上火災 保険株式会社	平成30年11月30日、札幌市西区八軒4条西6丁目において、相手方の行う保険による保険給付を受ける権利を有する者の自動車が、本市が管理する道路を走行中、街路樹の枝に接触し、損傷したものと（番号13と同一の事故）	688,343円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
15	令和元年9月18日 札幌市南区在住者	令和元年7月13日、札幌市南区藤野2条6丁目において、本市の救急隊員から救急車両の後部ドアの開放を依頼された相手方が、当該ドアを開放した際に転倒し、負傷したものの	7,360円
16	令和元年9月18日 札幌市中央区 株式会社メディア コミュニケーション	令和元年9月10日、札幌市東区北22条東19丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って停車中の相手方の自動車を損傷したものの	53,062円
17	令和元年10月1日 札幌市中央区在住者	平成31年3月20日、札幌市中央区南11条西7丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方の靴が、当該道路上の破損した雨水 <sup>ます</sup> 枒の蓋により損傷したものの	20,412円
18	令和元年10月2日 札幌市北区在住者	令和元年8月27日、札幌市豊平区平岸5条18丁目において、市立高等学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの	160,630円
19	令和元年10月8日 札幌市西区在住者	令和元年7月25日、札幌市西区西野8条7丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の清掃作業中に落下したカッターマットにより損傷したものの	189,546円
20	令和元年10月10日 札幌市南区在住者	令和元年7月24日、札幌市南区中ノ沢6丁目において、自宅の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上に生じた段差により損傷したものの	30,717円

## (2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	平成31年4月22日 札幌市南区在住者	平成31年4月15日、 札幌市南区南35条西11 丁目において、本市の 福祉業務用のリース車 と相手方の自動車が接 触したもの	相手方と本市は、そ れぞれ自らの損害を負 担する。

## 2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求各控訴事件1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	和解の概要 (本市関係分)
1	令和元年10月31日 札幌高等裁判所 平成31年(ネ)第116号 損害賠償請求各控訴事 件	札幌市中央区 在住者  札幌市中央区 公益財団法人 札幌市公園緑 化協会  札幌市白石区 在住者	(1) 本市及び公益財団法人札幌市公園緑化協会は、大通公園内で自転車の乗り入れに伴う事故が発生したことを踏まえて、大通公園内で同様の事故が発生することを防止するため、今後とも適切な安全対策を講じることに努めることとする。 (2) 札幌市中央区在住者は、本市に対する請求を放棄する。 (3) 相手方及び本市は、本件に関し、本市については、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。 (4) 訴訟費用及び和解費用は、第1、2審とも各自の負担とする。